

周知例(相談窓口)

○年○月○日掲示

従業員のみなさまへ

株式会社○▽◇□
代表取締役** **

育児休業・産後パパ育休の相談窓口について

当社では、育児休業及び産後パパ育休の申出が円滑に行われるようにするため、相談体制を整備しました。育児休業とはどのような制度なのか、休業中はどのような支援が受けられるのかなど、お気軽にご相談ください。

また 2022 年 4 月より、本人または配偶者が妊娠・出産の申出をした労働者に対し、育児休業制度等に関する個別周知・休業取得の意向確認の措置を実施することが事業主の義務となりました。適切な実施を行うために、以下の相談窓口までお申出ください。

相談窓口

[担当部署] 人事部

[担当者] ●● ●●

[連絡先] TEL:000-000-0000